

○佐賀県児童福祉法施行条例施行規則

平成24年 3 月23日

佐賀県規則第 5 号

改正 平成25年 3 月25日規則第 6 号

佐賀県児童福祉法施行条例施行規則をここに公布する。

佐賀県児童福祉法施行条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐賀県児童福祉法施行条例（平成24年佐賀県条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び条例で使用する用語の例による。

(食育推進計画)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項第 1 号に規定する規則で定める食育推進計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 入所している乳幼児が健全な食習慣を身に付けるための発育及び発達段階に応じた指導に関する事項
- (2) 保育士等関係者の食育に関する資質の向上を図るための研修等に関する事項
- (3) 農業体験等を通じた自然、生き物及び食べ物に対する乳幼児の関心を深めるための方策に関する事項
- (4) 提供する食事に関する印刷物等の配布、講演会の開催等を通じた保護者に対する乳幼児期からの食育の重要性についての普及啓発に関する事項
- (5) 提供する食事における地産地消を推進するための県産の農林水産物等の利用促進に関する事項

2 前項の規定は、条例第10条第 1 項第 1 号の規定により保育所が策定する食育推進計画について準用する。この場合において、前項第 4 号及び第 5 号中「提供する食事」とあるのは、「給食」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の規定は、条例第12条第 1 項第 1 号（第15条第 1 項及び第16条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び

児童自立支援施設が策定する食育推進計画について準用する。この場合において、第1項第1号及び第3号中「乳幼児」とあるのは「児童」と、同項第4号中「乳幼児期からの食育」とあるのは「食育」と読み替えるものとする。

(平25規則6・一部改正)

第4条 条例第13条第1項第1号に規定する規則で定める食育推進計画は、次に掲げる事項のうち、入所している障害児の障害の特性、その置かれている環境等に応じて必要なものを定めるものとする。

- (1) 入所している障害児が健全な食習慣を身に付けるための発育及び発達段階に応じた指導に関する事項
- (2) 児童指導員、保育士等関係者の食育に関する資質の向上を図るための研修等に関する事項
- (3) 農業体験等を通じた自然、生き物及び食べ物に対する障害児の関心を深めるための方策に関する事項
- (4) 提供する食事に関する印刷物等の配布、講演会の開催等を通じた保護者に対する食育の重要性についての普及啓発に関する事項
- (5) 提供する食事における地産地消を推進するための県産の農林水産物等の利用促進に関する事項

2 前項の規定は、条例第14条第1項において準用する条例第13条第1項第1号の規定により児童発達支援センターが策定する食育推進計画について準用する。この場合において、前項中「入所している」とあるのは、「当該施設を利用している」と読み替えるものとする。

(平25規則6・追加)

(保健師等を保育士とみなすことができる保育所)

第5条 条例第10条第2項に規定する規則で定める保育所は、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第9項の認定を受けた佐賀県保育所看護師配置促進特区に係る構造改革特別区域計画に基づく特例措置の適用を受けている保育所とする。

(平25規則6・旧第4条繰下・一部改正)

(保育所の利用者等に周知する事項)

第6条 条例第10条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保育所の位置及び設置者に関する事項
- (2) 保育所を開所している時間
- (3) 保育所の入所定員
- (4) 保育所が行う事業に関する事項
- (5) 食育推進計画の策定及び食育推進担当者の配置状況
- (6) 環境の保全について理解を深めるための教育の実施状況
- (7) 保健師又は看護師の配置状況
- (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(平25規則 6 ・ 旧第 5 条繰下 ・ 一部改正)

(手数料の減免申請)

第 7 条 条例第19条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書（様式）を知事に提出しなければならない。

(平25規則 6 ・ 旧第 6 条繰下 ・ 一部改正)

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年規則第 6 号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

様式(第7条関係)

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住 所
氏 名

手 数 料 減 免 申 請 書

佐賀県児童福祉法施行条例(平成24年佐賀県条例第20号)第19条の規定により、次のとおり手数料の減免を申請します。

手数料の名称	手数料の額	減免申請額	減 免 申 請 理 由

様式（第 7 条関係）

（平25規則 6 ・ 一部改正）